

青木林報

第九百六十四号

令和七年

(水曜日)

目次

告
示

○登録喀痰吸引等事業者の住所及び事業所の所在地の変更の届出……………

高齡福祉課
：一

○登録特定行為事業者の住所及び事業所の所在地の変更の届出……………

(同) 一

○障害福祉サービスの事業者の指定

福障
祉が
課い
：
二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………

(同) ……

公
告

○二級建築士の免許の取消し……………

（建築住宅課）
：二

選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部
訂正……………

(事務局)：三

公營企業

○青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程……………

總務院
課局
：三

告

示

青森県告示第四百六十九号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の六第一項の規定により、次のとおり登録略療吸引等事業者から住所及び事業所の所在地を変更しようとする旨の届出があつたので、同法第四十八条の八第二号の規定により公示する。

令和七年九月十日

青森県知事 宮下宗一郎

変更後	変更前	変更後	変更前	区分
〇〇二五〇〇 一九		〇〇二五〇〇 二八		登録番号
〃		社会福祉法人 グングス		氏名又は 名称
〃	〃	八戸市大字 平六妙字西 九	八戸市大字 平六妙字西 七	住所
〃		特別養護 老人福祉 ムホース イングス リン		事業 名称
〃	〃	八戸市大字 妙西平六 の妙一 九	八戸市大字 妙西平六 の妙二 七	業 所 在 地
〃		令和 七・七・一		変更 年月 日定
短期入 所生活 介護		介護老 人福祉 施設		備考

青森県告示第四百七十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の六第一項の規定により、次のとおり登録特定行為事業者から住所及び事業所の所在地を変更しようとする旨の届出があつたので、同法附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の八第二号の規定により公示する。

令和七年九月十日

青森県知事 宮下宗一郎

区 分	登 録 番 号	氏 名 又 は 名 称	住 所	事 業 所	変 更 予 定 年 月 日	備 考
変 更 前	〇三〇〇〇 二七	社会福祉法人 リングス	八戸市大字西平六の二	特別養護老人ホーム インクス	八戸市大字西平六の二	介護老人福祉施設
変 更 後	〇三〇〇〇 二三八	〃	八戸市大字西平六の二	〃	〃	〃
変 更 前	〃	〃	〃	〃	〃	〃
変 更 後	〃	〃	〃	〃	〃	〃
変 更 前	〃	〃	〃	〃	〃	〃
変 更 後	〃	〃	〃	〃	〃	〃

青森県告示第四百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和七年九月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指定年月日
				名称	所在地	
一般財団法人愛成会	弘前市大字北園一丁目六の二	生活介護	多機能型事業所アエル	弘前市大字豊原二丁目七の一	令和七・〇・一	

青森県告示第四百七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和七年九月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サカエ薬局西北	五所川原市字川端町一一の八	令和七・九・一

公 告

二級建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年九月十日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 氏名 伊藤 馨
- 二 登録番号 第三六一九号
- 三 取消年月日 令和七年九月一日
- 四 取消しの理由 建築士法第八条の二第一号の規定による届出があり、このことは、同法第九条第一項第二号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

令和六年十一月二十七日青森県選挙管理委員会告示第八十三号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

政治団体の収支報告書の要旨の令和5年分(4)その他の政治団体のア統括表全国小売酒販政治連盟青森県支部の項中

[illegible][illegible]

同(4)その他の政治団体の表の表題中「(エ)その他の収入の内訳」を「(オ)その他の収入の内訳」に、
「(ウ)本部又は支部から供与された交付金に係る収入」を「(エ)本部又は支部から供与された交付金に係る収入」に改め、同(4)その他の政治団体の(イ)事業収入の内訳の表の次に次の一表を加える。

(ウ)借入金の内訳

政治団体の名称	借入先	金額 (円)
全国小売酒販政治連盟 青森県支部	青森県小売酒販組合連 合会	56,030

公 營 企 業

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和七年九月十日

青森県病院事業管理者 大山力

青森県病院事業管理規程第九号

青森県病院事業財務規程の一部を改正する規程

青森県病院事業財務規程（平成二十六年三月青森県病院事業管理規程第二号）の二部を次のように改正する。

第七十七条に次の一号を加える。

三 共同経営・統合新病院

附
則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 令和六年度の青森県病院事業会計の決算に係る地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）第四十条第一項に規定する報告セグメントの区分については、なお従前の例による。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭